

## 空き家取得費補助金のご案内

自ら居住するために、空き家を購入する方に対し、購入費の一部を補助します。

県外移住	最大 50～100万円	補助率 1/10
県内移住	最大 25～50万円	補助率 1/10
大洲市民	最大 25万円	補助率 1/10

※改修費と取得費の補助金を併用する場合の上限は、改修費補助金の上限額とする。

### 【補助対象となる世帯】(①～③のいずれかに該当し、④～⑧のすべてを満たす方)

① 県外移住世帯	転入前1年以上県外に住所を有し、平成28年4月1日以後に市内に住民票を異動する者で、60歳未満の人がいる世帯	転入理由は、就学、転勤や赴任などの定住が見込まれない理由によるものではない。
② 県内移住世帯	転入前1年以上県内他市町に住所を有し、転入後1年以内の60歳未満の人がいる世帯	
③ 市内対象世帯	市内に住所を有する50歳未満の子育て世帯	

※補助対象者の年齢は事業認定申請日時点 ※子育て世帯:4月1日において18歳未満の子どもを養育する世帯

- ④補助対象となる住宅に5年以上居住する意志がある。
- ⑤補助対象となる住宅のある地区で住民と協調(区入り等)ができる。
- ⑥補助対象となる世帯全員が前住所地を含めた市町村民税等の滞納がない。
- ⑦過去にこの補助金の交付を受けたことがない。
- ⑧暴力団員等ではない。

**市内対象世帯のみ、新築のために登録物件を購入する場合も補助対象になります。**

大洲市空き家バンクに登録された物件(100万円以上)を購入し、成約後1年以内にその土地に新築し、居住する場合はこの補助制度の対象となります。

### 【その他の要件】次のすべてを満たすこと

- 自らが居住するための住宅であること。
- 大洲市空き家バンクの登録物件であること。
- 購入する者と所有者は3親等内の親族でないこと。
- 空き家取得経費が100万円(国・県・市の他の補助金等を除いた額)以上であること。

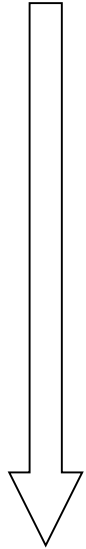
	平成28年4月1日以後に 県外から転入した(または転入予定である) (転入前1年以上県外に居住)	市外から転入し、1年経過していない (または転入予定である) (転入前1年以上市外に居住)	大洲市内に居住し 50歳未満である		
	↓ はい	↓ はい	↓ はい		
	世帯のうち1人以上が60歳未満である	世帯のうち1人以上が60歳未満である	18歳未満の子どもを養育する 子育て世帯である		
	↓ はい	↓ はい	↓ はい		
	18歳未満の子どもを養育する子育て世帯である	18歳未満の子どもを養育する子育て世帯である	市内対象世帯		
	↓ はい	↓ はい	↓ はい		
対象者区分	県外移住子育て世帯	県外移住世帯	県内移住子育て世帯	県内移住世帯	市内対象世帯
補助率	10分の1	10分の1	10分の1	10分の1	10分の1
基準額	50万円	50万円	25万円	25万円	25万円
子育て世帯加算	50万円	-	25万円	-	-
最大額	100万円	50万円	50万円	25万円	25万円

【問い合わせ】大洲市移住・定住支援センター ☎0893-57-9989(大洲市役所 5階)

【手続きの流れ】

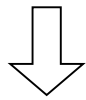
※当該物件に新築する市内対象世帯は、新築工事着工の7日前までに提出してください。

①事業計画認定申請 【申請者】 売買契約を締結する日の7日前までに、次の書類を提出してください。



- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- 事業計画書（別紙1-2）
- 承諾書（別紙2-1）
- 空き家購入の見積書等の写し
- 他の制度利用の場合はその制度の申請書等の写し
- 空き家の登記事項証明書の写しまたは権利を有する者が分かる書類
- 空き家の位置図
- 全景写真
- 世帯全員分の市税の未納がないことを示す証明書（納税証明書など）  
 <以下、該当者のみ>
  - （県外移住・県内移住者のみ）1年以上市外に居住していたことが分かる書類
  - （市内対象世帯・土地購入の場合のみ）売買契約書と新築工事見積書の写し
  - その他市長が必要と認める書類

②認定通知書交付 【市】 提出書類等を確認し、認定通知を行います。



※認定通知は補助金の交付を決定したものではありません。

○大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書(様式第2号)を申請者へ通知

③売買契約締結



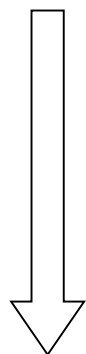
事業の変更・中止等の際は、手続きが必要です。お問い合わせください。

④物件購入(代金支払い)、建物登記(所有権移転手続き) ※土地物件購入の市内対象世帯は、新居完成後



⑤補助金交付申請 【申請者】 事業が完了後、速やかに次の書類を提出してください。

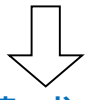
(事業実績報告)



- 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
- 事業実績書（別紙5-2）
- 誓約書（別紙6）
- 売買契約書の写し
- 物件購入の領収書の写し
- 登記事項証明書の写し
- 他の制度利用の場合はその制度の完了報告書の写し
- 住民票の写し（新住所の世帯全員分）
- その他市長が必要と認める書類

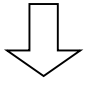
【市】事業が完了したことを確認するため、市の担当者が確認検査を行います。<市民・新築のみ>

⑥交付決定通知書交付 【市】 提出書類等を確認し、交付決定を行います。



○大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書(様式第10号)を申請者へ通知

⑦請求 【申請者】 次の書類を提出してください。



- 大洲市移住・定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑧補助金の交付 【市】 請求により、補助金を支払います。

【申請・問い合わせ】 大洲市移住・定住支援センター ☎0893-57-9989

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1 ✉iju-teiju@city.ozu.ehime.jp